

グループホーム アルクオーレ碧南運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人百陽会が開設するグループホームアルクオーレ碧南（以下、「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者（以下、「従業者」という。）が、要介護者もしくは要支援者であって認知症と診断された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業者は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送る事ができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

2 事業者は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して支援を行う。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 グループホーム アルクオーレ碧南
- 二 所在地 碧南市鴻島町4丁目50番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤兼務 介護職員と兼務）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 1名以上（介護支援専門員 常勤で専従）
認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画書の作成及び評価を行う。
- 三 介護職員 8名以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

第3章 定員及び日中・夜間時間帯

第5条（利用定員）

この事業所の利用定員は、18名 2ユニットとする。（9名で1ユニット）

第6条（日中及び夜間時間帯）

*利用者活動時間帯 午前 7:00 ～ 午後 8:00

*夜間、深夜時間帯 午後 8:00 ～ 午前 7:00

第4章 設備及び備品等

第7条（居室）

事業者は、利用者の居室を全室個室とする。

第8条（食堂）

事業者は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・その他生活に必要な備品を備える事とする。

第9条（浴室）

事業者は、利用者がプライバシーを確保しながら使用しやすい浴室の設置を行う。

第10条（設備及び備品等）

事業者は、台所、消火設備その他非常災害に際して必要な設備その他認知症対応型共同生活介護の提供に必要な設備及び備品を備える事とする。

第5章 同意と契約

第11条（内容及び手続の説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結とする。

第12条（受給資格の確認）

事業者は、サービス利用希望者が提示する被保険者証により、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

第13条（指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容）

指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行う事とする。

2 食事や清掃、洗濯、買い物、園芸、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で、日常生活が送れるように配慮する。

第14条（認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当する計画作成担当者は、計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための個別具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の態様、希望等を勘案し、随時適切に介護サービスの提供を行う。
- 4 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る事とする。当該計画書は5年間保存する。
- 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況を把握し、必要があれば変更する。当該計画書は5年間保存する。

第15条（サービスの取扱い方針）

事業者は、可能なかぎりその生活において要介護・要支援状態の維持、若しくは改善を図り、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならによる配慮して行う。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。また、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

第16条（社会生活上の便宜の提供）

事業者は、利用者の外出機会の確保、その他利用者の希望を踏まえた社会生活の継続ができるよう支援に努める。

2 事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努める。

第17条（入居の対象者）

碧南市に住所地を置いて3か月以上たった、要支援2以上の介護認定を受け、尚且つ認知症の診断を受けた方が対象となる。

第18条（利用料及びその他の費用）

指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領であるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払を受ける額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3 事業者は、前2項のほか次に掲げる費用を徴収する。

一 食費

二 居住費

三 水道光熱費

四 その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 本条第1項から前項までの利用料等の支払は、利用者の同意を得て、口座自動引き落としにより支払うこととする。

6 保証金について、退去時居室補修費残金は返金するものとする。

第19条（利用料の変更）

事業者は、介護保険法関係法令の改正及び経済状況の著しい変化等やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料等の変更を行う場合は、あらかじめ利用者又はその家族に対し、変更の内容について記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第7章 留意事項

第20条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所・時間は居室内も含め禁煙とする。

第21条（飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所・時間は居室内も含め禁酒とする。

第22条（衛生）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に努めるものとする。

第23条（禁止行為）

利用者は事業所で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の権利及び自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所若しくは他の利用者の物品に損害を与え、又は勝手に使用又は持ち出すこと。
- 六 その他、管理者が特に必要に応じて指定したこと。

第24条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号に該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- 一 正当な理由なく、サービス利用に関する従業者の指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたとき。
- 二 虚偽、その他不正行為によって保険給付を受け取り、又は受けようとしたとき。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

第25条（従業者の服務規程）

事業者及び従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 健康に留意し、明朗活発な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力する。

第26条（衛生管理）

事業所は、当事業所において感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

第27条（従業員の質の確保）

事業者は、従業員の資質向上を図るために、研修の機会を確保する。

第28条（個人情報の保護）

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、関係機関及び医療機関等に対して、利用者の情報を提供する場合は、あらかじめ文書により、利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合及び個人情報利用目的を公表する。
- 5 事業者は個人情報保護に係る規程を公表する。

第9章 緊急時、非常時の対応

第29条（緊急時の対応）

従業員は、利用者の体調急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関及び関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。

第30条（事故発生時の対応）

事業者は、利用者に対するサービスの提供中に事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議する。

- 2 事業者は万一の事故に備えて、保険会社の賠償責任保険に加入する。
- 3 従業員の故意又は重大な過失により事故が発生した場合は、速やかに誠意をもって損害賠償を行う。ただし、当該事故の発生につき、利用者側に故意又は重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができる。

第31条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全を第一に優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業員に対し周知徹底を図るため、年2回以上防災・避難訓練を実施する。

第32条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携・協力を行い、地域との交流に努める。

第33条（勤務体制）

事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう従業者の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、従業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

第34条（記録の整備）

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

第35条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村から文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から、指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告をする。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、愛知県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、同会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行い報告をする。

第36条（掲示）

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第37条（協力医療機関）

事業者は、利用者の体調急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

第38条（運営推進会議）

事業者は、運営推進会議を設置し、おおむね2ヶ月に1回開催し、事業の状況報告を行い、評価を受け助言等を受けることとする。

第39条（その他）

この規程に定めのない事項は、社会福祉法人百陽会と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

（附則）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は平成27年2月1日から施行する。

この規程は平成28年1月1日から施行する。

この規程は平成29年6月1日から施行する。

この規程は平成30年6月1日から施行する。

この規程は令和元年6月1日から施行する。

この規程は令和4年2月1日から施行する。

この規程は令和5年6月1日から施行する。

この規程は令和6年6月1日から施行する。

グループホーム アルクオーレ碧南

入居契約書

入居者_____（以下「甲」という。）と社会福祉法人百陽会（以下「乙」という。）は、乙が甲に対して行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「施設サービス」という。）について、次のように契約します。

第1条（契約の目的）

乙は、甲に対し介護保険法令の趣旨にしたがい、甲がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るように支援する事を目的とし、甲に対しその日常を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条に定める施設サービスを提供し、甲は乙に対しそのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

この契約の契約期間は令和____年____月____日から甲の要支援・要介護認定の有効期間満了日までとします。（但し、要支援者は要支援2のみ該当）

2 契約期間満了日の30日前までに、甲から乙に対して、文書により契約終了の申し出がなく、かつ、甲が要支援・要介護認定の更新で要支援2から要介護5と認定された場合、契約は更新されるものとします。以後も同様とします。

第3条（認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画）

乙は、次の各号に定める事項を乙の計画作成担当者に行わせます。

- 一 甲について解決すべき課題を把握し、甲の意向を踏まえた上で、施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護サービス計画」といいます。）を作成します。
- 二 必要に応じて介護サービス計画を変更します。
- 三 介護サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を甲に説明し同意を得ることとします。

第4条（認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の内容）

乙は、介護サービス計画に沿って、甲に対し家庭的な環境の下で、入浴・排泄・食事等の介助、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜の提供、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとし、介護保

険法令の定める介護保険給付対象サービスを提供します。また、介護サービス計画が作成されるまでの期間も、甲の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供します。

2 甲は、介護保険給付対象外サービスとして、契約者との合意に基づきかつ乙の業務に支障をきたさない範囲内で、次のサービスを提供するものとします。またそれに関わる費用は契約者が負担するものとします。

- ① 特別な食事の提供
- ② 乙が特に定めるレクリエーション行事
- ③ オムツの提供

3 乙は、甲の身体拘束を行いません。しかし、甲又は他の入居者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第5条（要支援・要介護認定の申請に係る援助）

乙は、甲が要支援・要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう甲を援助します。

2 乙は、甲が希望する場合は、要支援・要介護認定の更新申請を甲に代わって行います。

第6条（サービス提供の記録）

乙は、施設サービスの提供に関する記録を作成し、この契約終了後5年間保管します。

2 甲は、自己に関する前項の記録を閲覧希望する場合は閲覧希望日の3日前に閲覧したい旨を乙の職員に伝え、平日の午前9時から午後4時の間に乙の事務所又は相談室に於いて閲覧することができます。

3 甲は、自己に関する本条第1項のサービス提供記録の複写物を希望する場合は、複写する期間を指定して有料で交付を受けることができます。

第7条（利用料金）

甲は、サービスの対価として〔重要事項説明書〕に定める介護保険給付対象サービス及び介護保険給付対象外サービスの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2 乙は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日頃に甲又は甲の身元引受人に通知します。但し、15日直後の日曜日まで身元引受人が甲の面会で乙を訪問する場合に備えて、乙の受付に保管しておきます。

3 甲又は身元引受人は、当月の料金の合計額を翌月26日に甲の定める金融機関の口座から自動振替により支払います。但し、新規入居者で金融機関の

自動振替が間に合わないときは、現金持参または甲の負担による振込みとします。

- 4 前項の自動振替が振替不能の場合、甲又は身元引受人は振込みにより乙に速やかに支払わなければなりません。なお、振込み費用は甲又は身元引受人の負担とします。
- 5 甲は、入居契約時に料金自動振替のために、岡崎信用金庫指定の預金口座振替依頼書を提出しなければなりません。なお、毎月の自動振替費用は乙の負担とします。
- 6 乙は、甲からの料金の支払いを受けたとき、甲に対して領収書を発行し、翌月の請求書に同封してお渡しします。なお、領収書の再発行はいたしかねます。

第8条（入居契約の終了）

甲は、乙に対して30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、甲が居室で生活していない場合、乙は予告期間を短縮することができます。

- 2 次の事由に該当した場合、乙は甲に対して相当の予告期間をおいて文書で通知することによりこの契約を解約することができます。ただし、第一号の場合は催告文書に記載された日に解約することができます。
 - 一 第7条で定める甲の支払いが3ヵ月分以上滞納し、乙が料金を支払うよう催告したにもかかわらず、催告した支払最終日までに支払われない場合。
 - 二 甲が病院または診療所に入院する必要が生じ、担当医師の診断で1ヶ月以内に退院・再入居できる見込みがない場合で、病院または診療所で入院可能となったとき。なお、甲が退院することができるようになり、グループホームアルクオーレ碧南（以下「グループホーム」という。）で生活できる状態のときは優先入居することができます。
 - 三 甲が、病院または診療所に入院後、1ヶ月を経過しても退院できないことが明らかになったとき。なお、甲が退院することができるようになり、グループホームで生活できる状態のときは優先入居することができます。
 - 四 甲が、乙若しくは他の入居者又はその家族に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合。
 - 五 やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合。
- 3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - 一 甲が他の介護保険施設に入所した場合
 - 二 甲が死亡した場合
 - 三 甲が要介護認定で、自立または要支援1と認定されたとき。

- 4 本条によって契約が終了した場合、契約終了日までに甲及び身元引受人は甲の私物を搬出し居室を明け渡さなければならない。ただし、前項第2号及び第3号の場合、乙は居室明け渡しまで相当の猶予期間を与えることができます。
- 5 契約終了日を過ぎても甲が居室を退去しない場合は、甲は〔重要事項説明書〕に定める料金の全ての実費を乙に支払わなければならない。
- 6 退居後、居室に残された甲の私物は乙が自由に処分できることとします。この処分に費用がかかる場合、甲の負担とします。

第9条（身元引受人）

身元引受人は、この契約に基づく甲の乙に対する一切の債務につき、甲と連帯して履行の責任を負います。

2 身元引受人は、前項の責任のほか次の各号の責任を負います。

- 一 甲が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続を行うこと。なお、乙は、身元引受人が到着するまで付添い等の協力をします。
 - 二 契約終了の場合、乙と協力して甲の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
 - 三 甲が死亡した場合のご遺体及び遺留品の引き取りその他必要な措置。なおご遺体及び遺留品の処置に関して、身元引受人以外の甲の親族から乙に異議があった場合、身元引受人の責任において解決すること。
 - 四 身元引受人は、乙の従業者から甲の介護サービス計画等の処遇についての説明をしたい又は相談したいとの連絡があった場合、速やかに施設を訪問すること。
- 3 甲又は身元引受人は、乙の承諾を得て、身元引受人を変更することができます。この場合、新しく身元引受人となった者は就任前の甲の債務についても責任を負うものとします。

第10条（施設利用上の注意義務等）

甲は居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 甲は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、乙が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。

但し、その場合、乙は甲のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 甲又は身元引受人は、甲がグループホームの施設、設備について、故意又

は過失により、滅失、破損、汚損もしくは変更した場合、甲の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

第 1 1 条（秘密保持及び個人情報保護）

乙は、施設サービスを提供するうえで知り得た甲及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は本契約終了後も同様とします。

2 乙は、乙の従業者が退職後、就職中に知り得た甲及び甲の家族の秘密及び個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないようにします。

第 1 2 条（賠償責任）

乙は、施設サービス提供に伴い、乙の責めに帰すべき事由により甲の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、甲に対してその損害を賠償します。ただし、当該事故の発生及び損害の拡大につき甲の側に故意又は重大な過失がある場合は、損害賠償の額を減じることができます。

第 1 3 条（乙の責めに帰すことができない事由）

この契約の有効期間中に甲に生じた損害であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の責めに帰すことができない事由とします。

- 一 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 二 甲が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 三 甲の急激な体調の変化等、乙の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- 四 乙の指示・依頼に反して行った甲の行為に専ら起因して損害が発生した場合。

第 1 4 条（退居時の援助）

乙は、本契約が終了し甲が退居する際には、甲及びその家族の希望、甲が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

第15条（連絡義務）

乙は、甲の健康状態が急変した場合は、医師に連絡を取る等の必要な緊急措置を行なった後に、あらかじめ届けられた甲の連絡先に可能な限り速やかに連絡します。

第16条（相談及び苦情対応）

乙は、入居者からの相談及び苦情等に対応する窓口を設置し、施設サービスに関する甲の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第17条（本契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第18条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、乙の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

以上

この契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び身元引受人並びに乙が署名押印のうえ、甲と乙はその一通を保有するものとします。

令和 年 月 日

甲 入居者

(住所) 〒

(氏名)

署名代行者

私は、下記の理由により入居者の意思を確認したうえで、
上記署名を代行しました。

(住所) 〒

(氏名)

(入居者との関係)

(署名代行の理由)

身元引受人

(住所) 〒

(氏名)

(入居者との関係)

乙 (住所) 〒444-0007

岡崎市大平町字古淵25番地

(氏名) 社会福祉法人百陽会

理事長 牧 功 (印)

電 話 (0564) 25-0294

ファックス (0564) 25-0299